

対自存在と本質

——ヘーゲル『論理学』存在論における反省と反省規定——

竹島尚仁

ヘーゲルのように思惟と存在の統一を主張する立場では、存在者が知られる限りでのみ存在するとしても、それは認識論上の懐疑を引き起こすものではない。知に隠されているものは何もなく、知は存在に対立した主観的なものではなく、知は存在に依拠しているからである。思惟のカテゴリーが存在のカテゴリーであり、思惟のカテゴリーによらない存在のカテゴリーはないという確信に支えられて、彼は形而上学を論理学に組み入れた。

このような確信の中で、存在概念はどのように現れるのか。論理学は、精神現象学とは違って、意識における対象との対立を克服したと称する以上、思惟と統一化された存在が、時間・空間的に限定された存在でないことは明らかである。すると、概念としての百ターレルと現実の財産状態としての百ターレルとの間にあるような、概念と存在の区別を論理学にもちこむことはできない。或るものが存在するという事は、別の仕方では理解されなければならない。端的に言って、このような圏域では、或るもの(Etwas)が或るものであるなら、或るものは存在し、或るものが存在するなら、或るものは或るものであることが成り立つ。存在は一種の自己同一性と見なされざるを得ないのである。

それではこのような存在のあり方を、ヘーゲルは具体的にどのように叙述したのか。それを追究する一環として、この論文では、或るもの発展形態としての対自存在(Fürsichsein)の存立構造と、本質の存立構造との対比を試みる。その理由はこうである。対自存在も本質も存立構造が同一であるにもかかわらず、その一方で両者の存立構造が区別されるべきであるという要請がある。このような両者の連続性と非連続性をいかに解釈するかという点に、存在のあり方がどのようなものであるかがあらわになってくるからである。また両者の連続性と非連続性を問う場合、存在論と本質論における方法論的な側面にも触れることになるが、その場合対自存在と本質が同一の存在者に関わる存立構造を表していることを強調しておきたい。しばしば行われる方法論的な側面からな

された論究は、ややもすると存在論と本質論相互の連続性と非連続性を見えにくくし、事柄に外面的に関わる単なる類比的な説明手段を提供するにすぎないように見えかねない。そこで対自存在と本質を対比することで、事柄に即した説明を中心に据え、単なる類比的な説明手段とみなされがちな方法がもつ意味を具体的に考えたい⁽¹⁾。

I 対自存在の存立構造

本質は「存在の絶対的否定性 (absolute Negativität)」である。つまり、本質は存在論における存在を否定することによって成立する。したがって両者には何らかの非連続性がある。しかし他方、「本質は存在の真理である」ともヘーゲルは言う。それが意味するのは、存在するということの本当のあり方が本質であるということである。なるほどそれは、存在論における存在が偽なるものに貶められており、否定されていることを表しているが、本質はあくまで存在の真理なのであり、存在と本質には何らかの連続性もある。それでは一体本質と存在の存立構造はどのように連続せず、またどのように連続しているのだろうか。

それに答えるためには、存在論において存在が本質となる過程を分析する必要があるが、ここでそのすべてを叙述し論じることはできない。だが、存在が本質となる上での基本的な論理構造は、質の章で、対自存在の存立構造として、言い換えれば「絶対的否定性」、「自己関係的否定性 (die sich auf sich beziehende Negativität)」、あるいは「自己(への)還帰 (Rückkehr in sich)」として現れていると思われる⁽²⁾。

そこでこの節では、定在するもの(Daseiendes)としての或るものに始まる対自存在の成立過程を概観してみよう⁽³⁾。以下では反省規定を交えて説明を行う。これは先に述べたとおり、対自存在の構造が本質の構造に重なるということから、反省規定が、単なる類比的な説明手段として存在論の規定に適用できるというのではなく、そもそも同一の存在者の構造を成り立たせているということを示すためである。

定在は「規定された存在 (bestimmtes Sein)」と言い換えられ、或るものが規定されてあることを表している。或るものが何であるかと問われて、或るものは或るものであると答えるなら、何も答えたことにはならない。或るものの同一性を述べても、或るものの規定性は与えられない。或るものの規定性を与えるためには、他の或るものとの区別⁽⁴⁾を言い表さなければならない。それゆえ、規定されているという事態には、必ず他の或

るものではないことが含まれていると分かる。例えば、茶色いということは、黒でない、白でない……ことによって意味をもち、茶色い或るものは他の色を持つ或るものと区別される。

他の或るものとの区別は、或るものの規定性に関わるだけではなく、さらに或るものの自己同一性そのものに関わっている。或るものは他の或るものと区別されることによってこそ或るものだからである。つまり、或るものが或るものであるという側面と、或るものが他の或るものではないという側面とは、不可分に結びついている。最初の側面が「即自存在 (Ansichsein)」であり、後の側面が「対他存在 (Sein-für-Anderes)」である。或るものの即自存在と対他存在とは、単純に或るものの自己 (への) 関係と他者 (への) 関係を表している。

この理解をふまえれば、即自存在と対他存在の「否定的統一 (negative Einheit)」がどういうことかも理解できる。両者は決して無関係なものとして切り離して捉えられるべきものではない。即自存在と対他存在とは対立し互いに否定的な関係にあり、それゆえ両者は不可分なのである。この否定的統一の中で、対他存在と即自存在とは並存しているのではなく、止揚されている。対他存在は契機として保存され、或るものに内在する関係となる。こうして或るものは、他の或るものとの関わりのなかで一定の存立を得る。したがって、この「否定的統一」が、或るものの存立、すなわち自己同一性を形づくる。このような或るものの存在性は、「自己内存在 (Insichsein)」と呼ばれる。単純に「他在 [対他存在] の否定を通じての自己関係」(GW11.66) が、自己内存在なのである。

或るものの契機と、契機相互の関係が示された。しかし対他存在のもとでは規定性一般 (規定されていることそのもの) が問題となるだけである。或るものの個々の質的規定性は、そもそも或るもの全体を規定するのではなく、或るものの一面を規定するに過ぎない。個々の質的規定性をどれくらい積み重ねれば、或るもの全体の規定性に到達できるのか。このような問題性を、ヘーゲルは有限と無限の関係のなかで捉えている。完全な規定性に到達できない限り、或るものは有限なのである。

ヘーゲルが考えていた無限なものは、有限なものに対して彼岸的なものではない。「無限性は自己自身を止揚することの内にある」(GW11.82) のである。つまり「一般に、自己を越えてゆくこと、……有限なもの本性」(GW11.79) なのである。しかし、自己を越えてゆくことが有限なもの本性だとしても、それが反復されると考えられる限り、有限なものは結局有限なものであるにとどまる。それでは、有限なものが真に止揚され、

真の無限が成立するとは、どのような事態を意味するのか。ヘーゲルの言葉を引用しておこう。「定在の規定性は、他者への関係としては消失している。それは、自己自身へと関係する規定性、すなわち絶対的な、制限を欠いた、規定された存在 (Bestimmtheit) となった。この純粋な、自己のうちで——他者によってではなく——規定された存在、質的な無限性、否定的な自己関係 (die negative Beziehung auf sich) としての自己自身に等しい存在は、対自存在である」(GW11.83)。

ここで対自存在の存立構造を整理しておこう。まず、対自存在における否定は、規定性そのもの、したがって他者への関係そのものを止揚する。したがってそれは、規定性を形づくる否定、すなわち常に他の規定性との対立関係をなすような否定ではなくなっている。無限性として対自存在の否定は、否定する他者をもたず、自己自身にのみ関わる否定性であり、「自己関係の否定性」、すなわち「絶対的否定性」に他ならない。第二に、ある規定性がどれほど積み重ねられても、別の規定性が与えられるだけであれば、そこに他者への関係が常に残らざるを得ない。しかし対自存在は、他者への関係を本性とする規定性を根底から止揚しているのである。それによって、対自存在は規定性自身に没交渉になっている。しかし第三に、対自存在は自己の内でも絶対的に規定された存在となっており、規定性の総体と等しくなっている。まだ未規定な自己内存在と比べると、対自存在は対他存在を充実させた否定的統一になっているわけである。或るものの正体は、規定性の総体としてはじめて理解される。或るものは、規定性の総体としての自己自身に向き合っているのである。ここに或るものが或るものであることと、或るものが規定されており、何かであるということとの、質における最終的な関係が現れている⁽⁵⁾。第四に、このことによって対自存在は、「自己への還帰」という意味をもっている。即自存在が対他存在の充実を介して対自存在となったということは、まったく別の存在になったということではなく、即自存在が即自存在になり、或るものが或るものとなったということであり、或る意味で存在が存在へと還帰したことに他ならない。

II 本質の存立構造と対自存在

次に本質の存立構造を見てみよう。本質の存立構造を論じるとき否定の働きを欠かすことはできない。本質の否定の働きは、本質論第一章で行われる。その働きが反省の働きとして分析され、さらに反省の働きを規定するものが反省諸規定として分析されてい

る。それに触れる前に、まず本質が成立する場面を中心に、本質の存立構造を考えてみたい。

本質が存在の真理であり、存在の絶対的否定性であることを特徴づけようとして、ヘーゲルは知と存在との対立を前提として話を進める。存在が真に何であるかを知が知ろうとするとき、存在という直接的なものとその諸規定にとどまることなく、その存在の背後に何か別のものを求める。この別のものが本質である。ここで知は存在を越えて存在を介して本質に達するが、否定という言葉を用いれば、知は存在を否定することによって本質に達していることになる。この描写をもとにヘーゲルは、真の本質像を描き出す。まず、知の否定の働きが存在に外的な働きではなく、内在的な働きであることが言われる。これは思惟と存在の統一に即したものである。さらに、否定は存在の多様な規定性を単に捨象し、本質が単なる純粋存在に戻ってしまうわけではない。そしてこの規定性と本質が互いの外に存立し、この規定性が相変わらず存立すると見なされるのではない。本質は、多様な規定性を止揚し、内に含んでおり、そして多様な規定性は、本質において存立するものと見なされる。こうして存在の規定性を集約し、「存在の完全な自己還帰」(TW6.14)として本質が成立する。

多様な規定性は、本質の内に止揚されていると言った。まず、この規定性は本質の規定性にほかならない(Vgl.TW6.21)。存在が真に何であるか、つまり存在の規定性全体が本質と言ひ表されたのだからである。こうして本質は、自己自身としての存在の規定性の総体に向かい合っている。さらに、多様な規定性が止揚されたことによって、その規定性の本性である他者への関係も止揚される。このことによって本質は、存在の規定性に対して没交渉になっている⁽⁶⁾。

いまや対自存在の特徴との対比は容易であろう⁽⁷⁾。まず、自己関係の否定性、あるいは絶対的否定性と表現される存立構造は共通である。第二に、規定性、ないし他者への関係に対する没交渉性という点も共通である。第三に、或るものが自己としての規定性の総体に対してのように、本質が自己が自己に対してという構造をもつ点も共通である。第四に、自己還帰という存立構造も共通である。

本質と対自存在の存立構造の共通点が明らかになったが、存在論と本質論を根本的に区別するものはないのだろうか。同一の存在者の同一の存立構造を叙述しているのだとしても、両者の位相の違いがどこかに現れてくるはずである。その違いは次の表現に言い表されている。「対自存在は単純な存在へ崩れ落ちた(zusammengesunken)無限性であ

る」(TW5.176)。つまりそれに続いて述べられているように、否定の否定である無限性が存在のもつ直接性の形式におかれるということである。このことによって対自存在が存在の領域に属することが言い表されても、なぜそうなのかという点は全く不明である¹⁸⁾。これに対する解答は、次節の終わりに持ち越すことにしよう。

Ⅲ 反省および反省規定と対自存在

次に角度を変えて、反省と反省諸規定が対自存在の成立過程とどのように関わるかという点から、本質と対自存在の存立構造の共通性を考えてみよう。まず反省規定の方から話をすすめ、そのうえで反省、特に「外的反省 (äußere Reflexion)」が対自存在の成立過程で果たす役割を考えることにする。

前節では、成立したばかりの本質を考察した。それは存在の諸規定をそのうちに止揚して含んでいるが、それらを展開した形で含んでいるのではなかった。そこで本質は、存在の諸規定性を改めて展開し、存在の諸規定性との関係を再構築するのである。このことは、最後の反省規定として登場する根拠について次のように言われていることから分かる。「本質は、存在の自己還帰として純粋な否定性であり、それゆえ即自的に、すなわち我々にとっては、存在がそのなかで自己を解消した根拠として規定されている。しかしこの規定性は、本質自身によって定立されてはいない」(TW6.80)。存在が根拠としての本質において自己を解消するということは、本質がようやく成立した段階では、本質によって定立されていなかった。しかし、反省諸規定の展開を通じて、本質が存在の諸規定性に対して根拠であることを真の意味で明らかにし得たことになる。つまり、端緒としての存在に始まり本質にたどり着いた運動が、そのままの形ではないにせよ、「同一性 (Identität)」に始まり「区別 (Unterschied)」を経て「根拠 (Grund)」に至る反省規定の展開として再論されることになる。しかし、単なる展開なら、存在論の繰り返しに過ぎないであろう。そこで新たな展開は、存在が本質に至る過程ではまだ隠されていた側面に光を当てることによってなされるのである。その側面とは反省と反省諸規定がつくりなしているものであり、これによって存在の諸規定性の存立形式は根底から問い直され、再規定されることになる。ただし再規定といっても、存在の諸規定性の存立形式に及ぶものであって、規定内容及び及ぶものではなく、諸規定性の内容は、依然として保持されている。

それでは反省規定の展開をごく簡単に見てみよう⁽⁹⁾。同一性とは、まず或るものの自己同一性であり、或るものの本質の存立構造の一面である。 $A=A$ という命題でも表されている。しかし $A=A$ というのは、 B と区別されてこそ A であり、 B との区別が曖昧であるようなら、 A の自己同一性は成り立たない。したがって A と B との区別が示されなければならない。

そこで次に区別のカテゴリーが論じられる。 A における区別の契機として同一性と区別が考えられている。区別の契機に同一性が入っているのは、 A と B との区別が成り立つ場合、同一性が常に基礎となっているからである。たとえば、物と心でも何らかの存在者であるという同一性への反省があつて初めて区別が成り立つのである。

区別はまず「相異(Verschiedenheit)」として規定される。この場合、区別の契機である同一性と区別は、それぞれ相当性と不等性とされる。相異なる A と B とが等しいとか等しくないとか言う場合に用いられているのが、これらのカテゴリーである。だがこれらのカテゴリーの相互関係そのものも、相異なるものとなってしまう(Vgl.TW6.48)。この相異性が A のもつ区別の契機の存立構造をなしている。ヘーゲルが言うところによると、相異という区別の段階では、区別の二つの契機の関係が見られていない。本来相等性と不等性は互いに否定し合う関係にある。そしてそれらはこの関係に立つことによって初めて意味をもち、そしてこの関係を通じて同じ地盤にあるはずのものである。同じ地盤とは、それらに内在的な同一の反省を意味する。この反省は、両契機を初めて存立させる⁽¹⁰⁾と同時に、そうであるからこそ、両契機をまさに契機たらしめ⁽¹¹⁾統一化しうるものなのである。ヘーゲルはこれを、両契機に本来内在的な反省として「即自的反省」(TW6.49)と呼んでいる。(この反省は、反省規定として見れば、前段落で述べた同一性に他ならない。)したがって契機相互が単に相異なるという関係は、それぞれの契機に同一の内在的な反省が見逃され、反省が契機に対して外的となって生じるものである。この反省が「外的反省」(TW6.49)である。

区別の次の段階は「対立(Gegensatz)」である。相互に否定的な関係をそれ自身において表し、同一の反省に支えられているものとして、「肯定的なもの」と「否定的なもの」が扱われている。肯定的なものと否定的なものは、相等性と不等性とは違って、同一の反省に支えられているものとして捉えられており、互いに否定的な関係に立つことによってそれぞれ自己へ反省しており、存立を得ている。両者は、こうしてそれ自身対立したものである。

他者を否定し排除することによって肯定的なものとは否定的なものとはそれぞれ自身であり得たが、ヘーゲルによれば、同時に両者はそれぞれの他者を契機として含むかぎり自身であり得る。これが「矛盾(Widerspruch)」だとされる。したがって肯定的なものも否定的なものも、それ自身自己に矛盾した存立形式を備えていることになる。この矛盾が解消していくところは、両者にとって同一の基盤である反省であり、言い換えれば根拠として規定された本質の同一性である。

反省諸規定の展開を大局的に見れば、同一性→区別→(区別から還帰した同一性としての)根拠となっていることが分かる。この展開を対自存在を構成する即自存在と對他存在と対照させると次のようになる。他の或るものとの関係を捨象するようなレベルにおいて、或るものの即自存在⁽¹²⁾は同一性として反省され、他の或るものとの関係のレベルにおいて、即自存在と對他存在は区別の契機として反省されうる⁽¹³⁾。即自存在と對他存在の統一としての自己内存在や、その発展形態としての対自存在は、根拠として反省されうる。

大まかな対照ではなく、特に即自存在と對他存在に注目し、それらが反省規定および反省とどのように関係するかを見てみよう⁽¹⁴⁾。即自存在と對他存在という契機は「相異なる(verschiedene)側面言い換えれば相互に没交渉であるような反省規定」(GW11.65)とされている。両契機は、相異の契機である相等性と不等性がそうであったように、相互に没交渉である。そして相異なる側面を分離するのは「外的反省」であると、ヘーゲルは言う⁽¹⁵⁾。つまり反省は、定在に外的であるがゆえに、定在の契機を分離するにもかかわらず、それらの否定的関係を定在に即して保持するよりは、それらを相互に無関係にある種の存在として放置するのである。それゆえまた、外的反省には、両契機の否定的統一の可能性は見えていないのである。これに対して、反省が定在自身のものになれば、分離が定在自身のものになり、否定的関係が両契機に内在するものと見なせる。こうして両契機が同一の関係に立ち同じ地盤に立つがゆえに、両者の統一性が反省され、定在の自己への反省として自己内存在が成立するわけである。定在の自己への反省は、契機の区別と契機の統一との論理的基礎であることが分かる。そして、自己への反省という表現には、自己還帰という意味が隠されている。つまり定在の即自存在が對他存在を止揚することによって、即自存在に還帰するのである。自己へと還帰していった即自存在が、自己内存在と呼ばれていたのである。

否定論的な側面から見ると、即自存在と對他存在は、存在と否定(規定性)に他なら

ない。すると外的反省は、存在と否定を分離するものであることになる。存在と否定が分離され存立させられるのは、媒介性を意味する否定性を直接性を意味する存在と合致させられないという存在論固有の事情がある。つまり存在論では、直接性（存在）と媒介性（否定性）を媒介する論理が確立されていないのである⁽¹⁶⁾。そのために両者の否定的な関係が、存在と否定からいわばはじき出され外的反省に託されているのである。

とはいえ、自己内存在の発展形態としての対自存在については、「対自存在においては、この存在と規定性または否定との区別が定立されるとともに、また調停されている」(TW5.174)と明言されている。調停の論拠は、先に見たとおり、対自存在において、否定の否定（自己関係的否定性）が自己還帰として存在と合致することにある。これは否定性が存在の内在的反省として存在に組み込まれたことを意味する。そしてこのことによって、存在と規定性をなす否定（いわゆる第一の否定(GW11.77;86)）が調停されることになるはずである。なぜなら、即自存在と規定性（対他存在）がそもそも内在的な反省によって区別され存立を得ていたとすれば、本来（即自）存在と規定性とは調停されていたことになるからである。

存在と否定との調停は、最終的に対自存在における内在的反省によっているが、しかし先だって存在と否定を媒介する論理が存在論では確立されていないことをも述べた。とすれば、内在的反省は、存在論に外挿されたものなのではないだろうか。徹底して存在論の内部にとどまろうと思えば、否定の否定（自己関係的否定性）と存在との関係は、本来存在論の内部では媒介され得ないものであるはずである。したがって、対自存在において否定の否定が存在と媒介させられ、その媒介が内在的反省によっているとしても、実際内在的反省は外挿されていることになる。対自存在の成立とともに、その存在を本来構成すべき否定の否定（自己関係的否定性）としての内在的反省が脱落すれば、再び対自存在は外的反省にゆだねられることになる。このことによって、対自存在が直接性の形式を取り、いまだ存在の領域に属することになる。ここで前節で提起しておいた問題、すなわち対自存在と本質が区別されるのはなぜかという問題に答えられたことになる。端的に言えば、それは外的反省によるのである。対自存在はそれ自身の否定性に支えられていると言うよりは、むしろ外挿された反省に支えられて対自存在である。本質側から見れば、反省によって真に確立されていない本質の存立構造が対自存在として現れているということである。

IV 結語

以上見たとおり、対自存在と本質の存立構造は、相互に関連する四つの点において連続的であることが示せた。そして、質の章における存在の諸規定に、反省規定が単に当てはまるのではなく、むしろそれらは本来反省と反省規定によって支えられているということも明らかになった。そして対自存在が直接性をもつがゆえに対自存在と本質とが非連続的であるのは、結局外的反省によっていることも突き止めることができた。

ここで論理学における存在概念のあり方も顕になっている。存在は本来自己関係の否定性（絶対的否定性）あるいは自己還帰である。しかしながら、対自存在と本質が存立構造を一にすることを認めると、両者の存在の意味が変わるところはなくなる。同一の存在者の存在に対して外的反省が関わるか、内在的反省が関わるかという、観点の相異があるだけであり、存在のあり方には異なる点はない。そうだとすれば、直接性の形式を取るとか、存在の領域に属するとかいう言い回しで存在論と本質論における自己還帰を区別しようとしても、意味のあることを語れているだろうかという疑問が生じざるを得ない⁽¹⁷⁾。

(註)

引用は、引用箇所略号TWは、*Theorie-Werkausgabe*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1969.を表し、GWは、*Gesammelte Werke*, Felix Meiner, Hamburg, 1968ff.を表す。TW, GWの後の数字は巻数を表し、それに続く数字は頁数を表す。また、引用中の [] は、引用者の補足を示すものである。

(1)方法論的な見地から論理学を分析する場合、反省諸規定あるいは反省を中心におくもの(例えばD.Henrich, *Hegels Logik der Reflexion-Neue Fassung-*, Hegel-Studien Beiheft 18(1978)s.227ff.)、概念の自己規定の働きを中心におくもの(Lakebrink, B., *Die Europäische Idee der Freiheit Teil 1. Hegels Logik und die Tradition der Selbstbestimmung*, E.J.Brill:Leiden, 1968.)がある。また、概念の自己規定という原型が対自存在にあり、対自存在の成立過程が論理学の展開全体のプログラムを意味しているという指摘もある。(例えばLakebrink, B., *Ibid.*s.225)つまり、ヘーゲル論理学の3つの区分(存在論、本質論、概念論)のそれぞれから他を見るという分析手法が存在していることになる。

- (2)本質の存立構造を反省、反省規定として分析するに当たって、質のカテゴリーがかなり頻繁に引き合いに出されていることは、このことを証拠立てていると思う。さらに、自己還帰の構造は、対自存在〔質〕を含め、量の外面性の自己還帰〔量〕、(即自的な)無差別〔度量〕として重要な局面で現れる。なるほどそれらが、存在の領域における自己還帰であって、「存在の絶対的な自己還帰」(GW11.189;vgl.GW11.231)ではないと言えるとしても。
- (3)或るものの存立構造の理解が達成されれば十分なので、演繹行程そのものには注意を払っていない。
- (4)この区別は、自己区別という意味での「絶対的区別」(TW6.46)ではなく、他の或るものとの区別という意味での「規定された区別」(TW6.49)に対応する。
- (5)自己に向き合う(für sich)という構造契機の比較的わかりやすい説明は、哲学史講義(TW18.39ff.)に見られる。そこでは精神が、精神が即自的に何であるかを認識し、精神に対して(für den Geist)あり、したがって対自的(für sich selbst)にあるということが言われている。精神の自己認識の構造は、存在論での対自存在の存立構造と無縁ではない。というのも、存在が何であるかが、即自存在から対自存在への発展過程のなかで知られるからである。
- ところで、対自存在のカテゴリーが論述上占める位置からすると、量規定の基本構造をなす一と多の関係を準備し、対自存在するものとしての一が他の一と関係し合うことになる。この観点からすれば、規定性の総体に向き合うという意味での対自存在の内部構造が論述の表面から消えていくことも確かである。
- (6)ヘーゲルは「本質は全体として存在の領域において量であったものである」(TW6.15)と述べる。というのも、量は規定性に没交渉なものだからである。そもそも量の概念は、対自存在を論理的な基礎としていたことが思い起こされる。
- (7)もちろん、対自存在が関わるのは質的規定性であり、これに対して本質が関わるのは存在のすべての規定性である。しかし、この相違点を強調するよりは、存立構造の共通点を強調することがここでは重要である。
- (8)ラケブリンクも、イーバーもこの点には触れていない。Vgl.Lakebrink,B.,Ibid.,228.; Iber, C., *Metaphysik absoluter Relationalität*, de Gruyter, Berlin:New York, s.202. Anm. 43.
- (9)反省諸規定の解釈を示すという点から考えると、まったく不十分なまとめでしかないが、ここでは紙面の余裕がないので反省諸規定の展開の細部を端折って述べさせ

ていただく。またヘーゲル固有の術語の使用も最小限にとどめる。

- (10)ヘーゲルの術語によれば、契機の存立は「自己への反省」によって与えられる。契機をそれぞれ自身に反省させているのは、即自的反省であり、反省として同一のものである(Vgl.TW6.49)。
- (11)ヘーゲルの術語によれば、契機が契機であり、それだけで存立するというよりもむしろ、定立されているものであることは、契機が「被定立存在」であることを意味する。
- (12)存在論では、即自存在をこのような文脈で使うことはないように思うが、始源の存在を実質的にこのように解釈してよいと思われる。
- (13)関連概念である肯定的なものと否定的なものについて次のように言われることがある。「肯定的なものと否定的なものとは被定立存在としてではなく、したがって対立するものではないとすると、それぞれ直接的なものであり、存在と非存在である」(TW6.59)。また、Enzy3. § 114 Anm.も参照。しかし、肯定的なものと否定的なものとは区別(対立)の契機なのだから、それらを即自存在と對他存在に対応させることは十分成り立つことである。
- (14)四日谷氏は、質の章における存在の諸規定と、反省諸規定との関係には触れられていない。しかし即自存在と對他存在の存立に関する反省の役割は論じられている。(四日谷敬子『存在・思惟・個性』世界書院：東京、1991、238頁以降。)
- (15)反省が存在に対して外面的になるという事態は、論理学が、思惟と存在の統一の内に含まれている、両者の区別を叙述すると言われていたことに関連していると考えられる(Vgl.GW11.31)。
- (16)Vgl.Enzy3. § 114.
- (17)だからといって、存在論と本質論との区別が無意味になるかどうかとは話が別である。それらの区別は、論じられている事柄の相異によって意味がある。例えば、存在論では、質、量、度量という存在者の内容規定を表すカテゴリーが扱われ、本質論でたびたび現れる「多様なもの」(例えばTW6.119-20)の内容を提供しているのに対して、本質論では、全体と部分、力と発現、等々のいわゆる相関関係が論じられているからである。また、存在論で論じられる質の変化が本質論で扱いうるものだとも思えない。

[京都教育大学非常勤講師]

Fürsichsein und Wesen

— Reflexion und Reflexionsbestimmungen in der Seinslogik Hegels —

Naohito TAKESHIMA

In dieser Abhandlung versuche ich, die Reflexionsstruktur der Seinslogik in der *Wissenschaft der Logik* unter Bezug auf die Reflexionsbewegung und Reflexionsbestimmungen klar zu machen. Um dessen willen vergleiche ich die Struktur des Fürsichseins mit der des Wesens. Da die Strukturen der beiden zur voneinander verschiedenen Sphären – Seinslogik und Wesenslogik – gehören, sollen sie zwar verschieden sein. Aber sie konstruieren die Struktur eines und desselben Seienden, und daher diese Vergleichung ist weder oberflächlich noch analogisch, sondern von entscheidender Bedeutung. Ich gebe vier strukturelle Merkmale an, die das Fürsichsein und das Wesen gemein haben.

Hier kann man fragen, warum sie in ontologisch verschiedener Weise gehandelt werden können, ob gleich sie die Struktur desselben Seienden beschreiben. Auf dieser Frage gebe ich eine mögliche Antwort.